

日本、中国その他の地域で新しく制定された法令に関する情報とともに、会社の設立、買収、労働問題、各種の商取引、紛争の処理等、企業法務に有益な情報をお届けします。

H&H 最新法令情報

No.58

2018年8月3日

「H&H最新法令情報」(No. 58)をお送りします。

本号の《中国の最新法令》では、本年3月及び4月に発布または施行された法令を紹介しています。また、本号には《日本の民法改正（第2回）》を掲載しました。今回のテーマは、「債権譲渡に関する規定の改正」です。

ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 中国の最新法令(3 - 4 月)	
【法律】	
中華人民共和国憲法（修正案）	2
【行政法規】	
知的財産権の対外譲渡に関する業務弁法（試行）	2
【部門規章】	
中華人民共和国税関企業信用管理弁法	3
外商投資支払機構の関係事項に関する公告	4
外商投資証券会社管理弁法	5
■ 日本民法の改正（第2回）	
債権譲渡に関する規定の改正（その1）	6

中国の最新法令(3 - 4月)

【法律】

■ 中华人民共和国宪法（修正案）

[发布部门] 全国人民代表大会

[发布文号] 全国人民代表大会公告第 1 号

[发布日期] 2018 年 3 月 11 日

[施行日期] 2018 年 3 月 11 日

[概要]

中国の現行《宪法》于 1982 年进行制定，此次是 2004 年以来时隔 14 年第 5 次修改。主要修改点如下。

- (1) 除在序言中进行了“习近平新时代中国特色社会主义思想”的追加等修改之外，在第 1 条中追加了“中国共产党领导是中国特色社会主义最本质的特征”这一规定。
- (2) 国家主席和副主席的任期为每届 5 年，在此之前连续任职不得超过两届，但是修改后的《宪法》取消了这一限制（第 79 条）。
- (3) 地方性法规在此之前只有省、自治区及直辖市的人民代表大会及其常务委员会才能制定，但是修改后的《宪法》向设区的市的人民代表大会及其常务委员会也授予了制定地方性法规的权限（第 100 条）。
- (4) 新设“监察委员会”一章，国家和地方各级设置具有独立性的监察委员会，处理公职人员的违法职务行为、犯罪行为（第 3 章第 7 节）。基于此，于 3 月 20 日制定了《监察法》。

■ 中華人民共和國憲法（修正案）

[發布部門] 全國人民代表大會

[發布番號] 全國人民代表大會公告第 1 號

[發布日期] 2018 年 3 月 11 日

[施行日期] 2018 年 3 月 11 日

[概要]

中国の現行「憲法」は 1982 年に制定されたもので、今回は 2004 年以来 14 年ぶり 5 回目の改正となる。主要な改正点は以下のとおりである。

- (1) 前文に「習近平の新時代中国の特色ある社会主義思想」が追加されるなどの修正が行われたほか、第 1 条に「中国共産党による指導は中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である」という規定が追加された。
- (2) 国家主席及び副主席の任期は一期 5 年で、これまでは 2 期を超えて連続して就任することはできなかったが、改正「憲法」はこの制限を撤廃した（第 79 条）。
- (3) 「地方性法規」は、従前は省、自治区及び直辖市の人民代表大会及びその常務委員会で行われなければ制定できなかったが、改正「憲法」は区を設置する市の人民代表大会及びその常務委員会にも「地方性法規」を制定する権限を付与した（第 100 条）。
- (4) 新たに「監察委員会」という節を設け、国家及び地方各級に独立性のある監察委員会を設置し、公職者の違法な職務行為、犯罪行為を処理することとした（第 3 章第 7 節）。これに基づき、3 月 20 日には「監察法」が制定されている。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-03/22/content_2052489.htm

【行政法規】

■ 知识产权对外转让有关工作办法（试行）

[发布部门] 国务院办公厅

[发布文号] 国办法〔2018〕19 号

■ 知的財産権の対外譲渡に関する業務弁法（試
行）

[發布部門] 國務院弁公庁

[發布番號] 国弁發〔2018〕19 号

[发布日期] 2018年3月18日

[施行日期] 2018年3月18日

[概要]

基于本办法，在技术出口和外国投资者并购境内企业等活动中对外转让专利权、集成电路布图设计专有权、计算机软件著作权、植物新品种权等知识产权（包含其申请权）时，按照本办法进行审查。知识产权的对外转让除权利人的变更之外，还包括知识产权实际控制人的变更和知识产权的独占实施权的授予（第1条）。

该审查从①对中国国家安全的影响、②对中国重要领域核心关键技术创新发展能力的影响的方面进行（第2条）。

另外，知识产权的对外转让涉及国家安全时，按照国家的相关规定处理，不适用本办法。

[発布期日] 2018年3月18日

[施行期日] 2018年3月18日

[概要]

本弁法によると、技術輸出や外国投資者による国内企業の買収等の活動に関連して特許権、集積回路配置利用権、コンピューターソフトウェア著作権、植物新品種権等の知的財産権（その出願権を含む）を対外的に譲渡する場合は、本弁法に従い審査を行う。知的財産権の対外譲渡には、権利者の変更のほか、知的財産権の実際の支配者の変更及び知的財産権の独占実施権の付与が含まれる（第1条）。

この審査は、①中国の国家安全に対する影響、②中国の重要な分野の核心的かつ重要な技術革新・発展能力に対する影響という観点から行われる（第2条）。

なお、知的財産権の対外譲渡が国家安全にかかわる場合は国の関係規定に従って処理され、本弁法は適用されない。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-03/29/content_5278276.htm**【部門規章】**

■ 中华人民共和国海关企业信用管理办法

[发布部门] 海关总署

[发布文号] 海关总署令第237号

[发布日期] 2018年3月3日

[施行日期] 2018年5月1日

[概要]

本办法是向海关办理注册、登记或备案的企业信用信息的采集、公示、信用状况的认定、管理等相关规定。本办法的主要内容如下。

- (1) 海关将向海关办理注册、登记或备案的企业根据其信用状况认定为①认证企业（分为高级认证企业和一般认证企业）、②一般信用企业、③失信企业，并采取相应的管理措施（第3条）。例如，高级认证企业的进出口货物平均查验率在一般信用企业平均查验率的20%以下即可，但是失信企业时，该企业的进出口货物平均查验率在80%以上（第24条、第25条）。
- (2) 企业最初被认定为一般信用企业，符合一定标准时，可以向海关申请认定为“认证

■ 中華人民共和國稅關企業信用管理弁法

[発布部門] 税関総署

[発布番号] 税関総署令第237号

[発布期日] 2018年3月3日

[施行期日] 2018年5月1日

[概要]

本弁法は、税関に登録・登記または届出をした企業の信用情報の収集・公示、信用状況の認定・管理等に関する規定である。本弁法の内容は以下のとおりである。

- (1) 税関は、税関に登録・登記または届出をした企業をその信用状況に基づき、①認証企業（高級認証企業と一般認証企業に区分される）、②一般信用企業、③信用喪失企業に認定し、相応の管理措置が取られる（第3条）。たとえば、高級認証企業の輸出入貨物の平均検査率は一般信用企業の平均検査率の20%以下でよいが、信用喪失企業の場合は当該企業の輸出入貨物の平均80%以上が検査されることになる（第24条、第25条）。

企业”(第13条、第17条)。另外,企业存在违法、不正当行为时,被认定为失信企业(第12条)。

(3) 向海关办理注册、登记或备案的企业应在每年6月30日之前通过企业信用信息公示系统向海关提交《企业信用信息公示年度报告》(第7条),在怠于提交时,列入“信用信息公示异常企业名录”(第8条)。

(4) 由海关公示向海关办理注册、登记或备案的企业的一定范围的信用信息(第9条)。

随着本办法的施行,2014年制定的《中华人民共和国海关企业信用管理暂行办法》失效。

(2) 企業は当初は一般信用企業に認定されるが、一定の基準を満たす場合は、税関に「認証企業」として認定するよう申請することができる(第13条-第17条)。また、企業に一定の違法・不当な行為があった場合は、信用喪失企業と認定されることになる(第12条)。

(3) 税関に登録・登記または届出をした企業は毎年6月30日までに企業信用情報システムを通して「企業信用情報年度报告」を税関に提出しなければならない(第7条)、これを怠ると「信用異常企業名簿」に記載される(第8条)。

(4) 税関に登録・登記または届出をした企業の一定の信用情報は税関により公示される(第9条)。

本办法の施行に伴い、2014年に制定された「中華人民共和國税関企業信用管理暫定弁法」は失効した。

[法令原文] <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302268/1471430/index.html>

■ 关于外商投资支付机构有关事宜公告的公告

[发布部门] 中国人民银行

[发布文号] 中国人民银行公告[2018]第7号

[发布日期] 2018年1月10日

[施行日期] 2018年1月10日

[概要]

2010年制定的《非金融机构支付服务管理办法》第9条第4款规定了由中国人民银行另行规定境外企业从事非金融机构支付服务的条件。本公告基于此规定了境外企业进入电子结算服务市场的准入条件。

基于本公告,境外企业设立提供电子支付服务的外商投资企业后,可以按照《非金融机构支付服务管理办法》规定的条件及程序申请“支付业务许可证”。设立的外商投资支付机构应在中国境内建立业务系统和灾备系统,并在中国境内存储、处理和分析个人信息及金融信息。

另外,基于《非金融机构支付服务管理办法》,申请“支付业务许可证”的非金融支付机构应满足注册资本(实收货币资本)在全国范围内进行业务时,为1亿元以上,在省内范围内进行业务时,为3000万元以上等的条件。

■ 外商投資支払機構の關係事項に関する公告

[発布部門] 中国人民銀行

[発布番号] 中国人民銀行公告[2018]第7号

[発布期日] 2018年3月19日

[施行期日] 2018年3月19日

[概要]

2010年に制定された「非金融機関支払サービス管理弁法」第9条第4項は、外国企業が非金融機関支払サービスに参入する条件は中国人民銀行が別途定めると規定した。本公告は、これに基づき外国企業による電子決済サービス市場参入の条件を規定したものである。

本公告によると、外国企業は電子支払サービスを提供する外商投資企業を設立し、「非金融機関支払サービス管理弁法」に規定する条件及び手続に従って「支払業務許可証」を申請することができる。設立された外商投資支払機構は業務システム及び災害復旧システムを中国国内で構築し、中国国内で個人情報及び金融情報の保存、処理及び分析を行わなければならない。

なお、「非金融機関支払サービス管理弁法」によると、「支払業務許可証」を申請する非金融支払機構は、業務を全国で行う場合は登録資本金(実収貨幣資本)が1億人民元以上、省範囲で行う場合は3000万元以上であること等の条件を満

たしていなければならない。

[法令原文] <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3503310/index.html>

■ 外商投資証券公司管理辦法

[發布部門] 中國證券監督委員會

[發布文號] 證監會[第 140 號]

[發布日期] 2018 年 4 月 28 日

[施行日期] 2018 年 4 月 28 日

[概要]

本辦法規定了外商投資証券公司的設立條件及程序。2012 年修改的《外資參股証券公司設立規則》（以下簡稱“設立規則”）在施行本辦法的同時被廢止。本辦法的主要變更點如下。

- (1) 內資証券公司股東的實際控制人變更為境外投資者時，內資証券公司作為外商投資証券公司受到本辦法的管制（第 2 條）。
- (2) 《設立規則》將外資參股証券公司的業務範圍限制為 5 種，但是本辦法取消了這一限制。但是，初始業務範圍應與控股股東或者第一大股東的証券業務經驗相匹配（第 5 條第 2 款）。
- (3) 外商投資証券公司的境外股東應為金融機構（第 6 條）。
- (4) 境外股東的股權比例在《設立規則》中規定不得超過 49%，但是在本辦法中規定依照國家規定執行（第 7 條）。基於 2018 年 6 月製定的《外商投資目錄》，境外股東的股權比例的上限為 51%。
- (5) 境外投資者持有上市內資証券公司 5% 以上股份的，應符合本辦法規定的“外商投資証券公司的境外股東”的條件，並遵守《証券法》和中國證監會關於審批的相關規定（第 21 條第 5 款）。

[法令原文] http://www.csrc.gov.cn/zjhpublic/zjh/201804/t20180428_337509.htm

■ 外商投資証券公司管理辦法

[發布部門] 中國證券監督委員會

[發布番號] 證監會令[第 140 號]

[發布日期] 2018 年 4 月 28 日

[施行日期] 2018 年 4 月 28 日

[概要]

本辦法は、外商投資証券会社の設立条件及び手続について規定している。2012 年に改正された「外資参入証券会社設立規則」（以下「設立規則」という）は本辦法の施行と同時に廢止された。本辦法による主要な變更點は以下のとおりである。

- (1) 內資証券会社の株主の實質支配者が外国投資者に変更された場合、內資証券会社は外商投資証券会社として本辦法の規制を受ける（第 2 條）。
- (2) 「設立規則」は外資証券会社の業務範圍を 5 種類に制限していたが、本辦法はこの制限をなくした。ただし、当初の業務範圍は支配株主または筆頭株主の証券業務経験に合致しなければならない（第 5 條第 2 項）。
- (3) 外商投資証券会社の外国株主は金融機関でなければならない（第 6 條）。
- (4) 外国株主の持分比率は、「設立規則」では 49% を超えてはならないとされたが、本辦法では国の取り決めに従うものとされた（第 7 條）。2018 年 6 月に制定された「外商投資目錄」によると、外国株主の持分比率の上限は 51% である。
- (5) 国外投資者が上場內資証券会社の 5% 以上の株式を保有する場合は、本辦法が規定する「外商投資証券会社の国外株主」の条件に合致しなければならないが、かつ「証券法」及び中國證監會による審査認可に関する規定を遵守しなければならない（第 21 條第 5 項）。

【臧品】

日本民法の改正（第2回）

■ 債権譲渡に関する規定の改正（その1）

(1) 改正内容（譲渡禁止特約（譲渡制限特約）付き債権の譲渡の効力）

【改正民法第466条2項、3項、4項】

- 2 当事者が債権の譲渡を禁止し、または制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。
- 3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。
- 4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の告知をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

現行民法では、譲渡禁止特約が付されている債権については、譲渡することはできないのが原則です（「民法」第466条2項）。譲受人が譲渡禁止特約の存在につき悪意または重過失の場合、債務者は当該譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することができ、判例上、当該債権譲渡は無効とされています。したがって、債務者は悪意または重過失の譲受人に対して弁済をする必要はないとされてきました。

しかし、改正民法では、譲渡禁止特約が付されている債権についても、譲渡をすることができる旨が規定されています（改正民法第466条2項）。そして、譲受人を含む第三者（以下「譲受人等」といいます）が譲渡禁止特約の存在につき悪意または重過失の場合、債務者は履行を拒絶できることが規定され、譲渡人に対する弁済等の債務消滅事由を譲受人等に対抗することができると規定されています（改正民法第466条3項、4項）。

改正民法が適用されると、譲受人等が譲渡禁止特約の存在につき悪意または重過失の場合であっても、譲受人等に対する債権譲渡は有効となりますので、債務者は譲受人等に対して弁済をするのが原則となり、債務者は譲渡人に対して弁済をする必要はなくなります。他方、この場合、債務者は、譲受人等の悪意または重過失を理由として譲受人等に対しても、譲渡された債権についての履行を拒絶することができることとなります。もっとも、譲受人等が債務者に対し相当の期間を定めて譲渡人へ履行するよう催告したにもかかわらず、譲渡人が履行しない場合には、譲受人等は自身への弁済を請求することができます。

なお、譲渡禁止特約が付されている債権が譲渡された場合、債務者は、供託をすることで債務を消滅させることができます（改正民法第 466 条の 2 第 1 項）。

(2) 施行日に関する経過措置等

改正民法の施行期日や経過措置について定めた「附則」第 22 条によれば、債権譲渡について新旧民法のいずれを適用するかは、債権の譲渡の原因である法律行為（債権譲渡契約）を基準として決定されます。譲渡対象債権の発生時が基準となるわけではありません。また、改正民法の施行により、譲受人が譲渡禁止特約の存在につき悪意または重過失の場合の債権譲渡は、これまでと異なり有効とされることとなりますので注意が必要です。以下、具体例をもとに検討します。

債権譲渡禁止特約が付されている甲の乙に対する売買代金債権について、2020 年 3 月 31 日（改正民法の施行日前）に甲から当該売買代金債権を譲り受けた丙と、2020 年 4 月 2 日（改正民法の施行日後）に同じく甲から当該売買代金債権を譲り受けた丁がいる場合を想定します。

この場合、上記のとおり、債権譲渡については債権の譲渡の原因である法律行為（債権譲渡契約）を基準として、新旧いずれの民法を適用するか判断するため、丙への債権譲渡については現行民法が適用され、丁への債権譲渡については改正民法が適用されることとなります。

売買代金債権の譲受人である丙と丁の優劣については、債権譲渡の先後により決するのが原則です。現行民法上、丙が譲渡禁止特約の存在につき善意・無重過失である場合には、甲から丙への債権譲渡は有効となり、譲渡債権は丙に帰属し

ます。しかし、丙が譲渡禁止特約の存在につき悪意または重過失である場合には、現行民法上、甲から丙への債権譲渡は無効となります。

他方、甲から丁への債権譲渡には改正民法が適用されますから、後から債権譲渡を受けた丁が悪意または重過失である場合であっても、甲から丁への債権譲渡は有効とされます。

したがって、譲受人の丙及び丁がいずれも悪意または重過失である場合、改正民法の施行日前に当該債権を譲り受けた丙への債権譲渡は無効となります。他方、改正民法の施行日後に当該債権を譲り受けた丁への債権譲渡は有効であり、譲渡債権は丁に帰属しますが、債務者は丁に対する債務の履行を拒むことができるということになります。

【渡部祐大】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページまたは上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。